

# 公訴も可能になつた「著作権侵害罪」

新井 宏

本誌「まんじ」には二十年間休まず原稿を提出して八十編を越えた。一度は小説風なものを書いてみたいと思いつながら、結局、雑多な評論、エッセイ、論考を書き連ねている。

同様に「史遊会」や「バウンダリー」などに約百編、多少学術的な書き物として歴史考古学や金属工学の「論文誌」に九十編、関連した「著書」や「新聞記事」もほぼ同分量ある。我ながら、すいぶん書きまくったものだと思う。

しかも、このところそれにも飽きずに、他人様の著書出版のお手伝いなど十件以上も楽しんでいる。

そんな執筆活動の中で、意外に気を遣っていたのが「著作権問題」や「盗用・引用問題」などである。それは自説を主張するに際し「無断引用不可」などと注釈された資料でさえも、必要なら平氣で「無断引用」してきました経歴とも関係がある。

「まんじ」同人各位も、執筆時にこのような雑多な問題を気にされているかも知れない。そこで、一度自分の考えを整理して紹介して見ようと思い立つた。あくまで「私論」であるが、そのキッカケは「史遊会」同人の諸橋奏様の「資料集・外山脩造らの後裔に繋がる私」の編集を手伝つたことからである。

昨年の八月初旬だった。諸橋奏様より、膨大な「参考資料」のコピーを頂戴した。

それと言うのは、そもそも私が小学校二年生から五年生まで新潟県古志郡高島村・十日町村（現長岡市）に戦中・戦後の四年間、縁故疎開をしていたことを「まんじ」一五二号に「ストリートビュー紀行」と題して紹介したところである。

諸橋様は新潟県長岡市のご出身、地元名門長岡高校を卒業されて、地域の歴史、文化などに極めて造詣が深い。

雑談の折、疎開時のことと思い出しながら「ストリートビューコミック」をご覧頂いた。その中に、現在の「新井家」があるのは、母方の実家「星野家」と父の友人「川上家」のお陰であると書いた。

その結果、思いがけず諸橋様から、膨大な関連資料が送られてきたのである。主題は「星野家」と「川上家」に関すること。たまたま、諸橋様の伯母ヒデ様が柄尾の大庄屋「川上家」から嫁入りして来たのが越後滝谷の庄屋「星野家」だというのである。越後滝谷は我が疎開先の「星野家」から一キロほどしか離れていない隣村である。

資料は、いわば諸橋様に連なる柄尾の名家「川上家」を中心とした関連記録であり、北越戊辰戦争の際、長岡藩の仮本陣、野戰病院が置かれたとか、その当時八歳であつた伯母ヒデ様の記憶、また河井繼之助やその従僕の寅太（後に財界で活躍する川上一族の外山脩造）に関する記録などの他に、司馬遼太郎の「峠」など小説類を含めて広く収集したコピー集で大封筒に入れられていた。そのまま仕舞い込んでしまうには惜しい。散逸を防ぐためにも、種々雑多なサイズのコピーをある程度整え、小冊子とすると良いと思つた。そして、諸橋奏編著「北越戊辰戦争と柄尾の大庄屋川上家・外山脩造らの後裔に繋がる私」の編集が始まつた。

しかし、資料集の名の通り、それは雑多なコピーの集

合なので、その出典を明示するのは当然として、「著作権問題」が発生するかも知れない。私的な目的にだけ使用する分には問題ないが、資料集として活用してもらうためには、ある程度の公開も考えなければならない。複写物を不特定多数の関係者に配布するとなると著作権者の許可が必要である。

もつとも、個々の著作権者に連絡することなど実際に困難なので、通常 公益社団法人日本複製権センターに連絡して許諾を受ける便法が用いられる。しかし、資料の性質上、複写権センターに登録されていない書き物が多い。

そこで考えたのは、「引用権」を広く利用することであつた。学術的な研究調査のためなら、出典を明記さえすれば、資料として引用しても著作権法の規定には触れない。しかし、それが営利目的の出版物と見做される場合には、著作権侵害となるかも知れない。

まあ、感覚的に言えば、学術的、非営利的で私的な要素が強ければ、著作権者の応諾がなくとも、個人の責任で複写転載できるが、趣味的、営利的で公開性が高いなら、許諾を得たほうが無難ということである。

著作権とは主として「著作財産権」のことである。その他に「著作者人格権」という規定もあるが、まずは問題を単純化するため、著作財産権侵害の代表的な事例、

すなわち著作物の複製問題からはじめよう。

著作権法では、著作物に対し、その権利者（著作権者）に無断で、著作物を複製した場合は、『原則』として著作権の侵害であるとしている。すなわち、無断複製は『原則』有罪なのである。もちろん、著作権の存続期間が終了している場合はこの限りではないが、個人の著作権は死後七十年、団体名義の場合でも公表時から七十年存続期間がある。

さあ、大変である。私のように書架に複写文献のファイルを数百冊も飾っている者は枕を高くして眠れない。著作権侵害の時効は二十年もある。しかし有り難いことに、著作権法では無断複製を行っても著作権侵害にならない『例外』を規定している。

例えば、個人的・家庭的目的で、著作物の無断複製を行うことはできるが、市販の映画DVDなどでコピーガード（コピー防止策）を外してのコピーは認められない。さらに学校の授業で使う補助教材として著作物を無断複製することができるが、配布する生徒の数を大きく超えた枚数のコピーまでは認められない。

また、情報（データ）、アイディア、事実の報道、公的な通達・判決などの資料は著作権法上の保護対象にならないので自由に使える。

それでは、同人誌のような非営利出版物に、著作物からの複製部分を無断で紹介するとか、著作物をパロディ

化して二次創作物として載せたらどうなるであろうか。パロディとは原著作物を、揶揄や風刺、批判する目的で模倣した作品で、まんがの世界では欠くことができない分野である。

もちろん日本では『原則』著作権侵害にあたる。しかし、フランスのように二次的な創作物のパロディを合法と認めている国もある。まんが大国の日本なので、ぎりぎりの便法が数多く工夫されているにちがいない。

それでは小規模な同人誌に個人的・家庭的な目的であれば複写物転載が許されるであろうか。

世界中に公開されているユーチューブには、家族や友人、特定同好者に限定した非公開や限定期間が許容されている。書き物の場合でも公開前の『原稿』段階であれば何を書いても著作権侵害にはならない。だから同人誌でも「非公開」と銘打てば、著作物の複写掲載は許容されるはずである。

しかし、同人誌にはパスワードもなく、公民館の書架にでも置けば誰でも読めるし、実は部外者に極力読んで貰いたいのが本音である。マル秘扱いなどなじまない。

他に救済方法はないだろうか。

そこに登場するのが『引用権』なのである。調査研究等の著作物の場合には、「引用の必然性」があり、出典を明記さえすれば、著作権者に無断で『引用』できる。

ただし著作権法では「引用の必然性」について解説も例示もしていない。

その点で参考となるのが国会図書館における複写許容基準である。

まず複写の目的は、原則として「調査研究」と記さなければならぬ。引用として使用する場合、著作権法では「引用の必然性」を要求しているからであるが、漠然としているので「調査研究のため」と無難な目的を記入させているのであろう。

複写範囲は「著作物の一部」、「一人につき一部」である。その上、新聞、週刊誌、月刊誌、季刊、年刊誌などの定期刊行物は、次号が発行されるまで複写できない。最新号の著作財産権の価値は高いがバックナンバーとなるとほとんど書店から消えてしまうからであろう。

「一人につき一部」との規定は、明文化はされていないが、「再複写」を禁止する意を含むのであろう。実際問題として、同人誌などの著作物に「転載」することなど《原則》不可である。

かくして、再び枕を高くして眠れなくなる。

しかし、著作権法には、著作権侵害は《原則》として「親告罪」という規定がある。いわば著作権者が文句を言わなければ「著作権侵害」の行為があつても「著作権侵害」は成立しないのである。

著作権法では、対象とする権利のほとんどが「著作

財産権」であり、「著作者人格権」も規定されているが、それは一般民法上の規定の名譽毀損に近い内容である。すなわち、著作権者が経済的な損失を被った時だけ、自ら訴えることのできる権利、すなわち「親告罪」であつて、著作権者が「経済的な損害を被つた」ことを主張しなければ成立しない。簡単に言えば、著作権者に軽微な経済的損失を与えていても、「まんじ」のような非営利の同人誌では、よほどのことがない限り何を書いても、著作権侵害問題は発生しないのである。

これが一見厳しい規定にもかかわらず、何も問題が起きたかった理由であるが、最近になつて、すこし事情が変わつた。環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が発効したことで、平成三十一年から日本の著作権法にも「非親告罪」すなわち「公訴権」や「第三者の告訴権」が許容されたのである。著作権者が「何も言わなくとも」それに替わつて「公訴」される怖れが生まれたのである。

情報技術革命の時代である。一気に流布する「類似作品」や「海賊版」については「親告罪」では対応できない。検察等が自由に「追訴」できるようにならないと、故意の著作権違反を取り締まるのは難しい。ここまで判りやすい。

ところが、もう一点、論文等を対象とした「引用の際

の出所の明示義務違反」という項目も「非親告罪」となつたのである。それは出典を明示しない「引用」は定義上「引用」ではなく「盗用」「剽窃」だからである。

学生達が宿題の回答に「コピペ」をもつばら使つてゐる時代である。インターネット上の著作物の一部をコ

ピーして貼り付ける（ペーストする）と宿題ばかりでなく、研究論文さえ出来上がりつつしまう。かつて情報や電気は「物」と見做すことが難しく、その盗用を取り締まるのに苦労したが、個々の軽微な著作財産権であつても、故意とか悪質と認識されれば、公訴あるいは第三者の告訴によつて「盗用」を取り締まることが出来るようになつたのである。

かくして、著作権侵害に「非親告罪」が導入されたことと、「親告罪」に甘えてばかりはいられなくなつた。もっと大幅に「引用権」に頼つておいた方が無難である。現実的な問題として、著作財産権が侵害されても、著作権者が事実を知り得なければ当然「親告」することができない。しかも現代社会では「コピペ」と称する方法で、特定個人が不特定多数の著作権者から同時に「盗用」する場合が非常に多い。だから「親告罪」が形骸化していくのであるう。

そこに「非親告罪」が導入されたことで、著作権法上でも実質的に「盗用」を取り締まれるようになつた。こ

のことによつて、学生が提出する「宿題」などのコピペも、著作権者以外の者が「告訴」できる。今日では、修士論文や博士論文、いや教授級の論文にまで「コピペ」が蔓延してゐるので、公権力による「公訴」もあり得るであろう。

そうなると、「盗用」は著作財産権侵害としてよりも社会的な制裁が主となる。社会的な制裁効果は、その人がどんな社会的な境遇にあるかによつて大きく異なるが、日本のように名誉を重んじる国では、大きな影響をもたらす。

韓国の例であるが、文在寅大統領が強引に司法大臣に任命した超側近・曹國の一家は、いまや「不正と犯罪の百貨店」といわれている。

その渦中、ソウル大学の法学教授であつた曹國の修士論文が、三十パーセントほどの分量にわたつて日本の四人の学者の論文からの「盗用」で成り立つてゐるとの報道が現れた。日本なら大変なことであるが、韓国で厳しく追求されていないところを見ると、社会的な制裁が弱いように感じる。

もつとも、最近、日韓両国でベストセラーとなつた李采煥編著「反日種族主義」によれば、その冒頭から「韓国の偽証罪は日本の四百三十倍、虚偽に基づいた告訴、すなわち誣告は千二百五十倍」と衝撃的な事実の紹介か

ら始まっている。

ソウル大学名誉教授で韓国経済史専攻の李榮蕙は、著書の副題に「歴史に嘘をつくことはできない」と付けて、慰安婦問題、徵用工問題、竹島問題などについて、実証的な歴史研究に基づいて論証、韓国にはびこる「嘘の歴史」を暴いている。「盗用」などを通り越して韓国では集団で歴史を「捏造」しているというのである。

日本でも考古学の世界では「旧石器捏造事件」のように「捏造」が後を絶たない。他の学問分野と異なり、考古学的な発掘調査は「追試」が困難なため、自説に沿った虚偽の発表がはびこる。

関連して、非常に不愉快に思つた事例がある。平成十五年、歴史民俗博物館は、炭素十四年代測定法で北部九州出土の土器付着炭化物などを調べた結果、弥生時代の開始は、定説より約五百年古くなり、紀元前十世紀ごろになるとする「研究成果」を新聞に発表した。

驚くべきことは、「研究成果」を新聞発表した行為である。研究者共通の理解で言えば、研究成果は審査のある学術誌にまず発表すべきものである。

しかも、その時の新聞発表は、試料の明細や測定結果も伏せたままであった。一週間後に関連学会が開催されるのを待てずに新聞発表した背景には、極めて高額な「科学研究費」の申請を控えていた事情があつたと思われる。内容を伏せたのは、土器試料を提供してくれた地

方自治体の了解が未了だつたからだという。

その流れが続くのは、始めて公表された炭素年代測定値の資料にも無断引用不可の注釈がついたことである。研究目的等があれば許諾なく無断で引用できるのが「引用権」である。無断引用不可の期間も書かれていないので、それでは永久に引用できない。

歴史民俗博物館の論考に反論するために、あえて無断引用を敢行した。一部の知人から、無断引用不可との註釈がついていると注意されたが、もちろん歴博からは何のお咎めもなかった。

そもそも国の公共機関が公表した資料に「無断引用不可」などと書くのがまちがっているのである。しかも、著作権法では、情報（データ）、アイディア、事実の報道、公的な通達・判決などは保護対象にならない。土器に付着した炭素十四年代値などは誰がみても「データ」であり、公表した以上、誰でも無断で利用できる。

なお、「引用」は学術論文では必須であり全く問題ないが、その論文内容を自分の著書あるいは他の商業誌に転載する時に苦労したことがある。まさか自分の書いた「論文」を他雑誌に転載することや、インターネット上に公開することが著作権侵害になるとは思つてもみなかつた。

それは、ほとんどの学会誌が論文を掲載する段階で、

「著作権は学会に帰属する」と規定しているからである。

そう言えば、論文掲載が認められた時に、いつも「著作権の譲渡」が求められた。これは何も学会誌に限られたことではなく、一般著書でも出版すると著作権は出版社に帰属する。

著作権とは英語でコピーライトと称されるよう一般には複写権と理解されているからである。したがって、自己の論文であろうと勝手に複写することも、転載することもできないのである。

もちろん、原稿の著作権は著者に残されている。だからと言って、学会や出版社に許可を得ないと著作権侵害になるのである。

そのことで困ったのは、自分の論文を自分のホームページに載せた時である。厳密に言えば、自分の論文であろうと、学会あるいは出版社に著作権（コピーライト）が委譲されているので転載の許可を受けなければならぬ。変な話だ。面倒なので、「引用」の体裁を採つて済ませている。

同様な問題は、自分のホームページに、勝手に「まんじ」と「史遊会」の紹介ページを載せた際にもあった。さすがに「まんじ」の場合は、創刊号から現在までの全作品二千余件の著者名とかタイトルを載せるに留めたが、それでも著作権法には抵触する可能性がある。しかしここからも「報告（文句）」は出まいと高をく

くっている。「史遊会」の場合はもつと大胆に、全ページ、全作品をそのままホームページに掲載している。会員からは喜んで頂けるという心証があつたからである。

このように、著者本人が保有する著作権は、ほとんど学会や出版社に委譲されていて、本人に残されているのは、「原稿著作権」と「著作者人格権」だけと言つてもよい。

「著作者人格権侵害」は、著作物を引用してその論述を否定しても学問的な記述であれば問題ないが、「罵詈雑言、悪態」などを含むと名誉毀損となる。名誉毀損は「民法・刑法」の規定であり、著作者人格権が絡むのは、「引用権」と「名誉毀損」の境界領域のような場合である。「原稿著作権」と「出版著作権」のように権利が分断されている例に、写真、イラスト、絵画、図版などの問題がある。出版物の転載の許可を出版社に求めるときの場合は無料であるが、写真やイラストについては、出版社を経由して制作者に支払いが求められることがある。音楽や映像と同様に、写真やイラスト、図版については、著作権を守るのが困難な面もあるので、むしろ著作権意識が高く、ちょっととした写真やイラストでも対価を求められるので要注意である。特に私家版の出版物であつても、表紙に載せる場合は、引用の要件である「必然性」を満たせない場合が多い。無料で提供されている

写真やイラストを利用するか、自ら写真等を準備するのが無難である。

「著作権侵害」を避けるためには、「親告罪」であることをうまく利用することや出典等を明示して「引用権」を主張できるように準備するのが良いと書いた。しかし、ジャンルによつては「引用」がなじまない「小説」のような例もある。

小説に一々注釈を付けていたら、堅くてとても読めないだろう。そこで、良く見られるのが、巻末に参考文献（参考とした文献）の一覧を載せて、「盗作」の意図がないことを示すことが一般的である。しかし、そのような場合でも、類似した文章の使用は用心して避けることである。

そもそも時代小説の場合、誰が最初に「創作」したのかなど明瞭でないストーリーが次々に登場する。それらは「赤信号みんなで渡れば怖くない」の類いではあるが、類似した表現が多いと、「盗作」扱いされかねない。しかも、著者の境遇によつては「盗用」は社会的な制裁として大きなダメージを受ける。

ついでに「引用権」の原則として述べられていること

を整理しておこう。

1 公表されている著作物であること

2 研究調査、批評、報道など、引用を行う「必然性」があること

3 「正当な範囲内」であること

4 引用部分が主ではなく従であること

5 引用部分が明確なこと

6 出典が明示されていること

これらの原則も文章表示であり、面倒な問題になるとグレーベンが広い。だから同人誌などでは、著作権者の財産権侵害が軽微で「親告」される可能性が低いことを第一の歯止めとして、更に念のため「引用権」の原則を守つておくことで、ひとまず安心することになる。

さて、ここまで著作権問題について、専門家でもないのに、現状について気ままに「私論」を述べたが、最後に今後の課題についても触れておきたい。

TPPを機として、著作権侵害に対し、公訴権が導入されたことで、運用次第では「検閲」が強化され、著作人の「表現の自由」が萎縮されるかも知れない。

また著作権法では「アイディア」は保護対象にならないとしているが、「特許法」ではアイディアだけでも特許が成立する。もちろん特許法は、認可されて始めて有効であるが、著作権法は原稿段階でも保護の対象になる。その辺の整合性がいずれは問題となる予感がする。

令和二年一月二十二日記す